

津市地域おこし協力隊設置要綱

令和 6 年 9 月 2 7 日訓第 7 3 号

改正 令和 7 年 8 月 1 4 日訓第 5 9 号

(設置)

第 1 条 人口減少及び高齢化が進む本市において、地域の活力を維持するための担い手となる人材の確保、本市の区域外の人材の積極的な誘致並びにその定住及び定着を図り、もって美杉地域における地域活動の維持及び地域の魅力発見とその活用につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け総行応第 3 8 号）に基づき津市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 移住及び定住の促進に関する活動
- (2) 地域産業の振興に関する活動
- (3) 地域コミュニティの維持に関する活動
- (4) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (5) 観光事業の企画運営に関する活動
- (6) 地域の情報発信に関する活動
- (7) 前各号に定めるもののほか、地域力の維持活性化に資すると市長が認める活動

(委嘱)

第 3 条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）の規定により指定された地域を有する市町村以外の地域等をいう。）から生活拠点を美杉地域内に移し、かつ、住民票を美杉地域に異動して居住する者（委嘱することが決定する前に既に本市に定住又は定

着している者を除く。)

- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民との良好な関係を構築するよう努力する意思のある者

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めて前項の委嘱期間を延長することができる。

- 3 延長後の委嘱期間は、最初の委嘱の日から3年を超えないものとする。

(隊員の身分及び責務)

第5条 隊員は、市長からの委嘱に基づき、協力隊の趣旨に賛同する個人として地域協力活動に取り組み、別に定める報償費の支給を受けるものとする。

- 2 隊員は、市の身分を有しない。

- 3 隊員は、地域協力活動の実施に当たって、市長の指示に従わなければならない。

- 4 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も同様とする。

- 5 隊員は、協力隊の信用を傷つけ、又は本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(市の役割)

第6条 市長は、隊員が地域協力活動を円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関するコーディネート
- (2) 隊員が所属する地域団体、活動地域及び関係事業者との調整
- (3) 地域住民への周知及び地域協力活動への協力依頼
- (4) 地域協力活動終了後の定住支援
- (5) その他隊員の円滑な活動に必要な支援

(解嘱)

第7条 市長は、委嘱期間中であっても隊員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 地域協力活動を怠ったとき。
- (2) 法令及び条例等に違反したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) 心身の不良のため、地域協力活動の遂行に支障があるとき。

- (5) 隊員が死亡したとき。
- (6) 隊員本人から退任の申し出があったとき。
- (7) その他隊員としてふさわしくない行為等があったとき。

(活動報告)

第8条 隊員は、毎月の地域協力活動の状況等について、活動を行った月の翌月5日までに、書面で市長に報告しなければならない。

(隊員証)

第9条 市長は、隊員に隊員証を交付するものとする。

- 2 隊員は、地域協力活動に従事する場合は、隊員証を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 隊員は、隊員証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、決裁の日から施行する。

附 則

この訓は、決裁の日から施行する。